

保育総合研究会広報誌 NO. 60

発行所： 保育総合研究会事務局 H27・7
茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼保育園内
TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831
発行人： 会長 梶 沢 幸 苗



平成27年2月23日(月)午後1時から2月24日(火)正午まで、アルカディア市ヶ谷私学館において保育総合研究会年次大会が行われた。



[報告] 〈テーマ〉「欧州視察研修報告」

報告者

全体映像等...永田久史・遠藤浩平・佐藤真頼
ストックホルム ・ウプサラ施設...菊池喜勢子・打田修子
・ウプサラ市役所...工藤照子・只野裕子
・レジョエミア研究所...高月美穂

パリ ・OECD田熊美穂氏講演...梶沢さやか・今野真保
・シャルル・ド・ゴール空港内保育施設...福澤紀子・松山美法



ストックホルムでのウプサラ施設、ウプサラ市役所視察では、スウェーデンの教育(幼保一体化)と地方自治体(コミュニケーション)の実態を視察、パリではOECD(経済協力開発機構)の田熊美穂氏の講演を聞き、教育機関の成果と教育・学習の効果・教育への支出と人的資源、学習環境等について学んだ。また、「L・グローブ・トロッターズ」企業内託児所を視察、環境施設のセンスに驚かされた。

[演習] 〈テーマ〉「今後の子育て支援の在り方」

〈講師〉 岡崎短期大学子ども教育学部 教授 矢藤 誠慈朗氏

新しい保育を養成するプログラム

①長期の実習 学生の頃から実践で学ぶことをしっかりと行い、現場で子ども達が育っていく姿をみる

新制度の骨子「これからは質がとわれる」

新制度に向け、現場が理解しているかどうか問題→

現場の先生が実践の中反映しているかどうか新制度は、地域全体で子どもをみていこうとする大きな主旨がある。

地域の状況を踏まえ、役所・学校・幼稚園・保育園などは、自分たちにどういう役割があり、どういう資源があって、どういう提供をすることで子どもの最善の利益につながるかという視点をもつ



～様々な子育て支援の量の拡充や質の向上～

①待機児童解消 保育が必要なのに提供できない状況は、人権侵害である。自治体には、保育の提供の義務がある。→法律があっても機能していないと意味がない
地域事業として、地域に合わせた保育(小規模保育など)の提供
子ども達を制度のもとにおいて考えていく

②質の向上 質の高いところは残る

～幼保連携認定子ども園の目的～

①教育保育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供

保育教育と子育て支援をセットで施設の定義にする 法律的に新しい施設となるために保育内容を決めるガイドラインが必要

②すべての子どもに質の高い総合的な教育の提供

地域で幼少から協同性を育て育つ

③小学校との円滑な連携

小学校の準備教育ではなく、主体的な活動と創造性の基礎(学びに向かう)を、遊びを通して行う。

早期教育は3年生ぐらいで追いつかれる。教育とは何かを保育士・保護者共にわかってもらう。

主体的な保育とは？

あそびの中で体験を積み重ねることで育っていく。

例えば、あそびの中で文字に興味をもち、自分の字がどういふものか知りたい、その字をかきたいという思いをもつような体験が多様にあることで、将来字や言葉で学ぶことにつながる。

～経験を糧に自分なりに考えたり工夫する力が「生き抜く力」につながる～

短時間保育と長時間保育

様々なニーズに応えるため、すべての子どもに質の高い教育を行う。長時間保育する子はかわいそうではなく、園の気持ち大切。手作りおやつや環境の構成など、子どもが楽しいと思えること、またそれを保護者に伝える事が大切。

教育基本法に基づく幼保連携認定こども園

法律で義務付けられるということは、行政も補助金をださなければならない。幼保連携型認定こども園保育要領では、学校の一つとして色々な法律が適用されることになるので、構成がシンプルになり、省かれるところは、省かれている。

教育および保育という文言

養護を基盤として、教育は行われる。一体として行うことで、子どもの健全な心身の発達と生涯にわたる人格形成を培う。

幼児期の自発的な活動におけるあそびは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学び。多様な経験は「解る」ことにつながる。自分で気づくことが大切。

遊びの指導とは

保育するものは、子どもの共同作業や理解者となりながら、共に環境をつくりながらする。

環境を整え、あそびを通して、子どもたちが主体的に学ぶ指導方法を考える。

保育教諭の仕事とは

保育するものは、子どもの共同作業や理解者となりながら、共に環境をつくりながらする。環境を整え、あそびを通して、子どもたちが主体的に学ぶ指導方法を考える。

保育教諭の仕事とは

保育するものは、子どもの共同作業や理解者となりながら、共に環境をつくりながらする。

環境を整え、あそびを通して、子どもたちが主体的に学ぶ指導方法を考える。

子育て支援

教育基本法では、親に教育の一次的責任があるとしている。園の考え方は、それに基づいて親にその責任を果たせるように支援する。

親としての子どもの関わり方を学んでいけるよう考えていく。

保育ドキュメント等を使い、保護者にプロセスを伝えることが大切。

ドキュメントをすることで、保護者に保育の理解を促し、保育士自身の保育をみる視点を培っていく。

第2章

心情とは感情を基本とした心の在り方 心が動く体験をすることでやってみようとする意欲が生まれ、その意欲が継続して習慣になることが態度につながる。

道徳性について

人の話を聞くということは、だまっていればいいということではない。しっかりと自分を発揮し、受け止められ、満足することで相手にも思いやりが芽生え、相手を気遣うようになる。

～「プロセス」が大切。させるのではなく、子どもの興味があることをさせる～

小学校との円滑な連携

こどもが乳幼児期に必要な遊びや学びをしっかりとすることで、人の話を十分に聞き、やらなければならぬことを学んでいく。それができていることで小学校でも対応できる。落ち着いた状況でしっかりと受け止められる体験をしていない、やらされる保育をしていると、小学校へ行ってどうしたらいいかわからない状態になってしまう。

保育士の処遇について

保育士の資質は、大きく幅がある。保育士の質を向上させるには、全体的に給料をあげることよりも、資格を階層化し、優秀な人材を育てるようにしては？

子育て支援の拡充・多様化に伴い、利用者支援の専門性が必要
利用者の潜在的なニーズを見極めてマネジメントできる人材が必要。
保育士と社会福祉・専門性のある人が連携できる地域づくり

生活困窮者

恵まれない子ども達に対しても同じように多様な経験と多様な人との関わりが大切
文化資本の大切さ一階層、格差に関しては、文化的な豊かさが重要。
保育園は、文化的資本と社会的資本を提供している有意義な施設である。

保育士の質

園内研修など、どのような方法論でしているのか。
1人ひとりの保育士に求められるもの。
現場の状況を踏まえ、振り返り、精査し、判断していくこと
自分で考えて保育できるかどうかを育てることが園内研修に求められる
現場の質を変えない限り、保育の質は変わらない。

～地域を基盤とした子育て支援における保育所の役割と関係機関との連携～

施設目線で地域をみるのではなく、地域の中の施設としてみていく
データ

2060年 14歳以下の人口 13%→9% 65歳以上 25%→40%

欧米では、幼児教育は、公共投資として非常に収益率の高い有益な事業として投資している。日本は20～30年遅れている。

イギリスの研究では、幼児教育の期間が長いほど、子どもの知識発達が促されるというデータがでてくる。主体的に取り組まなければならないことが増えることは、考えなければならないことが増えるという事。マネジメントの勉強も必要になってくる時代。

2日目

[対談] 〈テーマ〉「乳幼児期の新たな枠組みの役割と期待」
～待機児童対策・少子化対策を脱していく起点として～
ゲスト 厚労省雇用均等・児童家庭局保育課
幼保連携推進室長 南 新平氏
進行 当会副会長 子ども・子育て会 坂崎 隆浩



○平成27年度 内閣府予算の主要施策

①子どものための教育・保育給付

②地域子ども・子育て支援事業

○待機児童解消加速プランについて

・平成25、26年度の保育拡大量は約19.1万人

・平成27年度以降の3年間について約21万人分の保育の受け皿を確保

○保育士確保プランについて

・平成29年度末までに園全体として新たに確保が必要となる6.9万人

・加速プランに基づく保育士確保施策4.9万人

・保育士確保プランの新たな取り組み2.0万人

○公定価格について

〈施設型給付等の公定価格の取り扱いについて〉

・平成27年度予算案においては、子ども・子育て支援新制度に基づく量と質の充実等のために、国・地方合わせて0.5兆円程度を確保

・昨年5月末に示した公定価格の仮単価の前提とした「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の「質の改善」をすべて実施するための所要額として措置されたもの。

・平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価については、今後示すことになるのが、基本的に増額要素を除き、加算項目も含め、公定価格の仮単価と同内容となる見込み。

○地域子ども・子育て支援事業について

・子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の役割について子ども・子育て支援新制度の趣旨は子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業から良質かつ適切な教育・保育・子育て支援事業を総合的に提供する体制を確保することである。